

秋 田 県

保 育 所 の 設 備 及 び
運 営 に 関 す る 基 準
要 覧

〔令和8年6月版〕

秋田県人口戦略部こども支援課

目 次

概 説	1
I 基準省令に掲げる基準	
児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 抄	2
第1章 総則	2
第5章 保育所	10
第12章 雑則	14
附 則	14
II 条例に掲げる基準（県独自基準）	
秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例 抄	17
III 関係法令	
学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号）抄	18
建築基準法（昭和25年法律第201号）抄	23
建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）抄	24
秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（全文）	27

凡 例

《用語について》

- ・ 法令等の略語は、次のとおりです（説明の都合上、異なる表記をする場合があります。）。

条例 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例
 （令和6年秋田県条例第56号）

旧条例 秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例
 （平成24年秋田県条例第93号）

基準省令 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）

- ・ 主な用語の定義は、次のとおりです。

児童 満18歳に満たない者

乳児 満1歳に満たない者

幼児 満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者

乳幼児 乳児又は幼児

保護者 親権を行う者、未成年後見人その他の者で、児童を現に監護する者

児童福祉施設 助産施設、乳児院、母子生活支援施設、保育所、児童厚生施設、児童養護施設、
障害児入所施設、児童発達支援センター、児童心理治療施設、児童自立支援施
設、児童家庭支援センター及び里親支援センター（児童福祉法（昭和22年法律第
164号）上は幼保連携型認定こども園も含まれるが、基準省令は適用外）

《表記について》

- ・ 条文中の下線太字部は、条例第3条の規定による読み替え後の内容（県独自基準）を示します。

このとき、その直前の取り消し線を付した箇所は読み替え前の内容を示します。

- ・ 条文中の「…」は、読みやすくするために条文の一部を省略していることを示します。
- ・ 条文中の注記は、[] 内に記載します。
- ・ 破線枠内の〔補足〕には、基準の解釈・運用に関する補足・留意事項等について記載します。
- ・ 破線枠内の〔参考〕には、条文中引用する他法令の規定のうち、基準として参照する必要があるものについて、その内容を記載します。ただし、分量が多く、かつ補足的なものについては、当該法令等の名称のみ記載し、Ⅲ 関係法令にその内容を掲載します。また、基準の解釈・運用に関する通知等についても、その名称等を記載します。

概 説

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（令和6年秋田県条例第56号）は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、本県（秋田市を除く。以下同じ。）における保育所の設備及び運営に関する基準を定めるものです。

条例では、条例において定めるもの（＝**県独自基準**）のほか、児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号）（＝**基準省令**）に定めるものをもって、本県における保育所の設備及び運営に関する基準とすることとされています（一部読み替えて県独自基準としているものがあります。）。

本書の内容

本書には、本県における保育所の設備及び運営に関する基準を、

- I 基準省令に掲げる基準
- II 条例に掲げる基準（県独自基準）

に整理して掲載しています。

基準省令の規定については、条例第3条の規定による読み替え後の内容を掲載しています。

そのほか、条文中で引用する他法令の規定のうち基準として参照する必要があるもの、基準の解釈・運用についての補足、参考となる通知等について掲載しています。

規定方式の変更について

本県の設備運営基準は、当初、旧条例において個別具体的に規定されていました。しかし、これでは、基準を定める省令等と同内容の基準と県独自基準が混在し、一見してどの部分が県独自基準か判別しにくく、また、省令等の改正があっても県で条例改正がなされないとその内容が適用されないなど、事業者にとって改正後の基準の適用関係が分かりにくい状況が生じていました。

そこで、令和6年7月に旧条例を全部改正し、条例で定める県独自基準のほかは、省令等をそのまま本県の設備運営基準とすることとしました。これには、

- ・ 県独自基準の内容が明瞭になる
- ・ 省令等の改正があったときは、県の条例改正を経ず、改正後の内容が即時に適用される
- ・ 国の通知等を参照したり市販の解説書・ハンドブック等を利用したりすることが容易になる

などの利点があります。

I 基準省令に掲げる基準

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準 抄

昭和23年厚生省令第63号
令和8年内閣府令第10号 改正現在
令和8年4月1日施行

第1章 総則

- | | |
|----------------------------------|---------------------|
| 第2条 最低基準の目的 | 第3条 最低基準の向上 |
| 第4条 最低基準と児童福祉施設 | 第5条 児童福祉施設の一般原則 |
| 第6条 児童福祉施設と非常災害 | 第6条の3 安全計画の策定等 |
| 第6条の4 自動車を運行する場合の所在の確認 | |
| 第7条 児童福祉施設における職員の一般的要件 | |
| 第8条 他の社会福祉施設と併せて設置するときの設備及び職員の基準 | |
| 第9条 入所した者を平等に取り扱う原則 | 第9条の2 虐待等の禁止 |
| 第9条の3 業務継続計画の策定等 | 第10条 衛生管理等 |
| 第11条 食事 | 第12条 入所した者及び職員の健康診断 |
| 第13条 児童福祉施設内部の規程 | 第14条 児童福祉施設に備える帳簿 |
| 第14条の2 秘密保持等 | 第14条の3 苦情への対応 |

第5章 保育所

- | | |
|-----------------|---------------------|
| 第32条 設備の基準 | 第32条の2 保育所の設備の基準の特例 |
| 第33条 職員 | 第34条 保育時間 |
| 第35条 保育の内容 | 第36条 保護者との連絡 |
| 第36条の2 業務の質の評価等 | |

第12章 雑則

- 第88条の11 電磁的記録

附 則

- 附則 第94条—第98条 保育所の職員配置に係る特例
- 附則（平成10年厚生省令第51号）第2項 保育所の職員配置に係る特例（看護師等）
- 附則（令和6年内閣府令第18号）第2項、第3項 職員配置基準の改正に係る経過措置

第1章 総 則

（最低基準の目的）

第2条 法〔＝児童福祉法（昭和22年法律第164号）〕第45条第1項の規定により都道府県が条例で定める基準（以下「最低基準」という。）は、都道府県知事の監督に属する児童福祉施設に入所している者が、明るくて、衛生的な環境において、素養があり、かつ、適切な訓練を受けた職員の指導又は支援に

より、心身ともに健やかにして、社会に適応するように育成されることを保障するものとする。

（最低基準の向上）

第3条 都道府県知事は、その管理に属する法第8条第2項に規定する都道府県児童福祉審議会（社会福祉法（昭和26年法律第45号）第12条第1項の規定により同法第7条第1項に規定する地方社会福祉審議会（以下この項において「地方社会福祉審議会」という。）に児童福祉に関する事項を調査審議させる都道府県にあつては、地方社会福祉審議会）の意見を聴き、その監督に属する児童福祉施設に対し、最低基準を超えて、その設備及び運営を向上させるように勧告することができる。

2 都道府県は、最低基準を常に向上させるように努めるものとする。

（最低基準と児童福祉施設）

第4条 児童福祉施設は、最低基準を超えて、常に、その^①設備及び運営を向上させなければならない。

2 最低基準を超えて、設備を有し、又は運営をしている児童福祉施設においては、^②最低基準を理由として、その設備又は運営を低下させてはならない。

〔補足〕

波下線部は、旧条例において「設備及び運営についての水準の向上を図るように努めなければならない」（①）、「設備又は運営についての水準を低下させないよう努めなければならない」（②）とされていましたが、規定の趣旨は同じであり、規定方式の変更前後で取扱いの変更はありません。

（児童福祉施設の一般原則）

第5条 児童福祉施設は、入所している者の人権に十分配慮するとともに、一人一人の人格を尊重して、その運営を行わなければならない。

2 児童福祉施設は、地域社会との交流及び連携を図り、児童の保護者及び地域社会に対し、当該児童福祉施設の運営の内容を適切に説明するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、その運営の内容について、自ら評価を行い、その結果を公表するよう努めなければならない。

4 児童福祉施設には、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な設備を設けなければならない。

5 児童福祉施設の構造設備は、採光、換気等入所している者の保健衛生及びこれらの者に対する危害防止に十分な考慮を払って設けられなければならない。

（児童福祉施設と非常災害）

第6条 児童福祉施設…においては、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければ~~定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければならない。~~

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、少なくとも毎月1回は、これを行わなければならない。

〔補足〕

基準省令（読み替え前）では、非常災害対策は努力義務規定となっていますが、児童の安全確保の観点から、対応内容が明確になるよう県独自基準として義務規定に読み替えています。

（安全計画の策定等）

第6条の3 児童福祉施設…は、児童の安全の確保を図るため、当該児童福祉施設の設備の安全点検、職員、児童等に対する施設外での活動、取組等を含めた児童福祉施設での生活その他の日常生活における安全に関する指導、職員の研修及び訓練その他児童福祉施設における安全に関する事項についての計画（以下この条において「安全計画」という。）を策定し、当該安全計画に従い必要な措置を講じなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、安全計画について周知するとともに、前項の研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- 3 保育所…は、児童の安全の確保に関して保護者との連携が図られるよう、保護者に対し、安全計画に基づく取組の内容等について周知しなければならない。
- 4 児童福祉施設は、定期的に安全計画の見直しを行い、必要に応じて安全計画の変更を行うものとする。

（自動車を運行する場合の所在の確認）

第6条の4 児童福祉施設は、児童の施設外での活動、取組等のための移動その他の児童の移動のために自動車を運行するときは、児童の乗車及び降車の際に、点呼その他の児童の所在を確実に把握することができる方法により、児童の所在を確認しなければならない。

- 2 保育所…は、児童の送迎を目的とした自動車（運転者席及びこれと並列の座席並びにこれらより1つ後方に備えられた前向きの座席以外の座席を有しないものその他利用の態様を勘案してこれと同程度に児童の見落としのおそれが少ないと認められるものを除く。）を日常的に運行するときは、当該自動車にブザーその他の車内の児童の見落としを防止する装置を備え、これを用いて前項に定める所在の確認（児童の降車の際に限る。）を行わなければならない。

（児童福祉施設における職員の一般的要件）

第7条 児童福祉施設に入所している者の保護に従事する職員は、健全な心身を有し、豊かな人間性と倫理観を備え、児童福祉事業に熱意のある者であつて、できる限り児童福祉事業の理論及び実際について訓練を受けた者でなければならない。

（児童福祉施設の職員の知識及び技能の向上等）

第7条の2 児童福祉施設の職員は、常に自己研鑽に励み、法に定めるそれぞれの施設の目的を達成するために必要な知識及び技能の修得、維持及び向上に努めなければならない。

- 2 児童福祉施設は、職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保しなければならない。

（他の社会福祉施設を併せて設置するときの設備及び職員の基準）

第8条 児童福祉施設は、他の社会福祉施設を併せて設置するときは、必要に応じ当該児童福祉施設の設備及び職員の一部を併せて設置する社会福祉施設の設備及び職員に兼ねることができる。

2 前項の規定は、入所している者の居室及び各施設に特有の設備並びに入所している者の保護に直接従事する職員については、適用しない。ただし、保育所の設備及び職員については、その行う保育に支障がない場合は、この限りでない。

〔参考〕

○保育所等におけるインクルーシブ保育に関する留意事項等について（令和4年12月26日厚生労働省子ども家庭局保育課、社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課事務連絡）

（入所した者を平等に取り扱う原則）

第9条 児童福祉施設においては、入所している者の国籍、信条、社会的身分又は入所に要する費用を負担するか否かによつて、差別的取扱いをしてはならない。

（虐待等の禁止）

第9条の2 児童福祉施設の職員は、入所中の児童に対し、法第33条の10第1項各号に掲げる行為その他当該児童の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

〔参考〕

◎児童福祉法（昭和22年法律第164号）

第33条の10 …

- 一 被措置児童等の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
- 二 被措置児童等にわいせつな行為をすること又は被措置児童等をしてわいせつな行為をさせること。
- 三 被措置児童等の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食又は長時間の放置、同居人若しくは生活を共にする他の児童による前2号又は次号に掲げる行為の放置その他の施設職員等としての養育又は業務を著しく怠ること。
- 四 被措置児童等に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の被措置児童等に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。

（業務継続計画の策定等）

第9条の3 児童福祉施設は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下この条において「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

2 児童福祉施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するよう努めなければならない。

3 児童福祉施設は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行

うよう努めるものとする。

（衛生管理等）

第10条 児童福祉施設に入所している者の使用する設備、食器等又は飲用に供する水については、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 児童福祉施設は、当該児童福祉施設において感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めなければ実施しなければならない。

3・4 …

5 児童福祉施設には、必要な医薬品その他の医療品を備えるとともに、それらの管理を適正に行わなければならない。

〔補足〕

基準省令（読み替え前）では、感染症等の予防及びまん延防止のための研修及び訓練の実施は努力義務規定となっていますが、児童の保健の観点から、県独自基準として義務規定に読み替えています。

（食事）

第11条 児童福祉施設…において、入所している者に食事を提供するときは、当該児童福祉施設内で調理する方法（第8条の規定により、当該児童福祉施設の調理室を兼ねている他の社会福祉施設の調理室において調理する方法を含む。）により行わなければならない。

2 児童福祉施設において、入所している者に食事を提供するときは、その献立は、できる限り、変化に富み、入所している者の健全な発育に必要な栄養量を含有するものでなければならない。

3 食事は、前項の規定によるほか、食品の種類及び調理方法について栄養並びに入所している者の身体的状況及び嗜好を考慮したものでなければならない。

4 調理は、あらかじめ作成された献立に従って行わなければならない。ただし、少数の児童を対象として家庭的な環境の下で調理するときは、この限りでない。

5 児童福祉施設は、児童の健康な生活の基本としての食を営む力の育成に努めなければならない。

（入所した者及び職員の健康診断）

第12条 児童福祉施設…の長は、入所した者に対し、入所時の健康診断、少なくとも1年に2回の定期健康診断及び臨時の健康診断を、学校保健安全法（昭和33年法律第56号）に規定する健康診断に準じて行わなければならない。

2 児童福祉施設の長は、前項の規定にかかわらず、次の表の上欄に掲げる健康診断又は健康診査（母子保健法（昭和40年法律第141号）第12条又は第13条に規定する健康診査をいう。同表において同じ。）（以下この項において「健康診断等」という。）が行われた場合であつて、当該健康診断等がそれぞれ同表の下欄に掲げる健康診断の全部又は一部に相当すると認められるときは、同欄に掲げる健康診断の全部又は一部を行わないことができる。この場合において、児童福祉施設の長は、それぞれ同表の上欄に掲げる健康診断等の結果を把握しなければならない。

児童相談所等における児童の入所前の健康診断	入所した児童に対する入所時の健康診断
児童が通学する学校における健康診断	定期の健康診断又は臨時の健康診断
乳児又は幼児（以下「乳幼児」という。）に対する健康診査	入所した乳幼児に対する入所時の健康診断、 定期の健康診断又は臨時の健康診断

- 3 第1項の健康診断をした医師は、その結果必要な事項を母子健康手帳又は入所した者の健康を記録する表に記入するとともに、必要に応じ入所の措置又は…保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置を解除又は停止する等必要な手続をとることを、児童福祉施設の長に勧告しなければならない。
- 4 児童福祉施設の職員の健康診断に当たっては、特に入所している者の食事を調理する者につき、綿密な注意を払わなければならない。

〔 参 考 〕

◎学校保健安全法（昭和33年法律第56号）

（児童生徒等の健康診断）

第13条 学校においては、毎学年定期に、児童生徒等（通信による教育を受ける学生を除く。）の健康診断を行わなければならない。

2 学校においては、必要があるときは、臨時に、児童生徒等の健康診断を行うものとする。

第14条 学校においては、前条の健康診断の結果に基づき、疾病の予防処置を行い、又は治療を指示し、並びに運動及び作業を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（職員の健康診断）

第15条 学校の設置者は、毎学年定期に、学校の職員の健康診断を行わなければならない。

2 学校の設置者は、必要があるときは、臨時に、学校の職員の健康診断を行うものとする。

第16条 学校の設置者は、前条の健康診断の結果に基づき、治療を指示し、及び勤務を軽減する等適切な措置をとらなければならない。

（健康診断の方法及び技術的基準等）

第17条 健康診断の方法及び技術的基準については、文部科学省令で定める。

2 第11条から前条までに定めるもののほか、健康診断の時期及び検査の項目その他健康診断に関し必要な事項は、前項に規定するものを除き、第11条の健康診断に関するものについては政令で、第13条及び第15条の健康診断に関するものについては文部科学省令で定める。

3 前2項の文部科学省令は、健康増進法（平成14年法律第103号）第9条第1項に規定する健康診査等指針と調和が保たれたものでなければならない。

（保健所との連絡）

第18条 学校の設置者は、この法律の規定による健康診断を行おうとする場合その他政令で定める場合においては、保健所と連絡するものとする。

◎学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号） 〈⇒Ⅲ 関係法令〉

◎母子保健法（昭和40年法律第141号）

（健康診査）

第12条 市町村は、次に掲げる者に対し、内閣府令の定めるところにより、健康診査を行わなければならない。

- 一 満1歳6か月を超え満2歳に達しない幼児
- 二 満3歳を超え満4歳に達しない幼児

2 前項の内閣府令は、健康増進法（平成14年法律第103号）第9条第1項に規定する健康診査等指針…と調和が保たれたものでなければならない。

第13条 前条の健康診査のほか、市町村は、必要に応じ、妊産婦又は乳児若しくは幼児に対して、健康診査を行い、又は健康診査を受けることを勧奨しなければならない。

2 内閣総理大臣は、前項の規定による妊婦に対する健康診査についての望ましい基準を定めるものとする。

（児童福祉施設内部の規程）

第13条 …

2 保育所は、次の各号に掲げる施設の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- 一 施設の目的及び運営の方針
- 二 提供する保育の内容
- 三 職員の職種、員数及び職務の内容
- 四 保育の提供を行う日及び時間並びに提供を行わない日
- 五 保護者から受領する費用の種類、支払を求める理由及びその額
- 六 乳児、満3歳に満たない幼児及び満3歳以上の幼児の区分ごとの利用定員
- 七 保育所の利用の開始、終了に関する事項及び利用に当たっての留意事項
- 八 緊急時等における対応方法
- 九 非常災害対策
- 十 虐待の防止のための措置に関する事項
- 十一 保育所の運営に関する重要事項

〔参 考〕

○子ども・子育て支援新制度に係る児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正について（平成26年9月5日雇児発0905第4号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（重要事項に関する規程の内容）

（児童福祉施設に備える帳簿）

第14条 児童福祉施設には、職員、財産、収支及び入所している者の処遇の状況を明らかにする帳簿を整備しておかななければならない。

(秘密保持等)

第14条の2 児童福祉施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

- 2 児童福祉施設は、職員であつた者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

(苦情への対応)

第14条の3 児童福祉施設は、その行つた援助に関する入所している者又はその保護者等からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

2 …

- 3 児童福祉施設は、その行つた援助に関し、当該措置又は…保育の提供若しくは法第24条第5項若しくは第6項の規定による措置に係る都道府県又は市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従つて必要な改善を行わなければならない。

- 4 児童福祉施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が行う同法第85条第1項の規定による調査にできる限り協力しなければならない。

〔補足〕

旧条例には基準省令第14条の3第3項及び第4項に対応する規定は設けられていませんでしたが、県又は市町村からの指導又は助言に従つて必要な改善を行うべきことや、社会福祉法の規定に基づく運営適正化委員会の行う苦情解決のための調査にできる限り協力すべきことは、従来と変わりません。

〔参考〕

◎社会福祉法（昭和26年法律第45号）

（運営適正化委員会）

第83条 都道府県の区域内において、福祉サービス利用援助事業の適正な運営を確保するとともに、福祉サービスに関する利用者等からの苦情を適切に解決するため、都道府県社会福祉協議会に、人格が高潔であつて、社会福祉に関する識見を有し、かつ、社会福祉、法律又は医療に関し学識経験を有する者で構成される運営適正化委員会を置くものとする。

（運営適正化委員会の行う苦情の解決のための相談等）

第85条 運営適正化委員会は、福祉サービスに関する苦情について解決の申出があつたときは、その相談に応じ、申出人に必要な助言をし、当該苦情に係る事情を調査するものとする。

- 2 運営適正化委員会は、前項の申出人及び当該申出人に対し福祉サービスを提供した者の同意を得て、苦情の解決のあつせんを行うことができる。

第5章 保 育 所

（設備の基準）

第32条 保育所の設備の基準は、次のとおりとする。

- 一 乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所には、乳児室又はほふく室、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 二 乳児室の面積は、乳児又は前号の幼児1人につき1.65平方メートル以上であること。
- 三 ほふく室の面積は、乳児又は第1号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- 四 乳児室又はほふく室には、保育に必要な用具を備えること。
- 五 満2歳以上の幼児を入所させる保育所には、保育室又は遊戯室、屋外遊戯場（保育所の付近にある屋外遊戯場に代わるべき場所を含む。次号において同じ。）、医務室、調理室及び便所を設けること。
- 六 保育室又は遊戯室の面積は、前号の幼児1人につき1.98平方メートル以上、屋外遊戯場の面積は、前号の幼児1人につき3.3平方メートル以上であること。
- 七 保育室又は遊戯室には、保育に必要な用具を備えること。
- 八 乳児室、ほふく室、保育室又は遊戯室（以下「保育室等」という。）を2階に設ける建物は、次のイ、ロ及びへの要件に、保育室等を3階以上に設ける建物は、次に掲げる要件に該当するものであること。
 - イ 耐火建築物（建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第9号の2に規定する耐火建築物をいう。以下この号において同じ。）又は準耐火建築物（同条第9号の3に規定する準耐火建築物をいい、同号ロに該当するものを除く。）（保育室等を3階以上に設ける建物にあつては、耐火建築物）であること。
 - ロ 保育室等が設けられている次の表の上欄に掲げる階に応じ、同表の中欄に掲げる区分ごとに、それぞれ同表の下欄に掲げる施設又は設備が1以上設けられていること。

階	区分	施設又は設備
2階	常用	1 屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令（昭和25年政令第338号）第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から2階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 待避上有効なバルコニー 3 建築基準法第2条第7号の2に規定する準耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 4 屋外階段

3階	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から3階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路又はこれに準ずる設備 3 屋外階段
4階以上	常用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段 2 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段
	避難用	1 建築基準法施行令第123条第1項各号又は同条第3項各号に規定する構造の屋内階段（ただし、同条第1項の場合においては、当該階段の構造は、建築物の1階から保育室等が設けられている階までの部分に限り、屋内と階段室とは、バルコニー又は付室（階段室が同条第3項第2号に規定する構造を有する場合を除き、同号に規定する構造を有するものに限る。）を通じて連絡することとし、かつ、同条第3項第3号、第4号及び第10号を満たすものとする。） 2 建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の屋外傾斜路 3 建築基準法施行令第123条第2項各号に規定する構造の屋外階段

ハ ロに掲げる施設及び設備が避難上有効な位置に設けられ、かつ、保育室等の各部分からその一に至る歩行距離が30メートル以下となるように設けられていること。

ニ 保育所の調理室（次に掲げる要件のいずれかに該当するものを除く。ニにおいて同じ。）

以外の部分と保育所の調理室の部分が建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造の床若しくは壁又は建築基準法施行令第112条第1項に規定する特定防火設備で区画されていること。
この場合において、換気、暖房又は冷房の設備の風道が、当該床若しくは壁を貫通する部分又はこれに近接する部分に防火上有効にダンパーが設けられていること。

(1) スプリンクラー設備その他これに類するもので自動式のものが設けられていること。

(2) 調理用器具の種類に応じて有効な自動消火装置が設けられ、かつ、当該調理室の外部への延焼を防止するために必要な措置が講じられていること。

ホ 保育所の壁及び天井の室内に面する部分の仕上げを不燃材料でしていること。

ヘ 保育室等その他乳幼児が出入し、又は通行する場所に、乳幼児の転落事故を防止する設備が設けられていること。

ト 非常警報器具又は非常警報設備及び消防機関へ火災を通報する設備が設けられていること。

チ 保育所のカーテン、敷物、建具等で可燃性のものについて防災処理が施されていること。

〔 補 足 〕

基準省令（読み替え前）では、乳児又は満2歳に満たない幼児を入所させる保育所についてのみに「医務室」を設けることとされていますが、満2歳以上の幼児の保育にも必要な設備であることから、県独自基準として、満2歳以上の幼児を入所させる保育所も「医務室」を設けることとしています。

〔 参 考 〕

◎建築基準法（昭和25年法律第201号） 〈⇒Ⅲ 関係法令〉

◎建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 〈⇒Ⅲ 関係法令〉

○「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための法律の整備に関する法律の一部の施行に伴う厚生労働省関係省令の整備に関する省令について」（平成23年10月28日雇児保発1028第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）（乳児室・ほふく室の面積基準の取扱い）

○児童福祉施設の設備及び運営に関する基準の一部改正の取扱いについて（平成26年9月5日雇児発0905第5号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）（避難階段の基準の見直し）

○待機児童解消に向けた児童福祉施設最低基準に係る留意事項等について（平成13年3月30日雇児保第11号厚生労働省雇用均等・児童家庭局保育課長通知）（屋外遊戯場について）

（保育所の設備の基準の特例）

第32条の2 次の各号に掲げる要件を満たす保育所は、第11条第1項の規定にかかわらず、当該保育所の満3歳以上の幼児に対する食事の提供について、当該保育所外で調理し搬入する方法により行うことができる。この場合において、当該保育所は、当該食事の提供について当該方法によることとしてもなお当該保育所において行うことが必要な調理のための加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるものとする。

- 一 幼児に対する食事の提供の責任が当該保育所にあり、その管理者が、衛生面、栄養面等業務上必要な注意を果たし得るような体制及び調理業務の受託者との契約内容が確保されていること。
- 二 当該保育所又は他の施設、保健所、市町村等の栄養士又は管理栄養士により、献立等について栄養の観点からの指導が受けられる体制にある等、栄養士又は管理栄養士による必要な配慮が行われること。
- 三 調理業務の受託者を、当該保育所における給食の趣旨を十分に認識し、衛生面、栄養面等、調理業務を適切に遂行できる能力を有する者とする。
- 四 幼児の年齢及び発達の段階並びに健康状態に応じた食事の提供や、アレルギー、アトピー等への配慮、必要な栄養素量の給与等、幼児の食事の内容、回数及び時機に適切に応じることができること。
- 五 食を通じた乳幼児の健全育成を図る観点から、乳幼児の発育及び発達の過程に応じて食に関し配慮すべき事項を定めた食育に関する計画に基づき食事を提供するよう努めること。

〔 参 考 〕

○保育所における食事の提供について（平成22年6月1日雇児童発0601第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

(職員)

第33条 保育所には、保育士…、嘱託医及び調理員を置かなければならない。ただし、調理業務の全部を委託する施設にあつては、調理員を置かないことができる。

- 2 保育士の数は、乳児おおむね3人につき1人以上、満1歳以上満3歳に満たない幼児おおむね6人につき1人以上、満3歳以上満4歳に満たない幼児おおむね15人につき1人以上、満4歳以上の幼児おおむね25人につき1人以上とする。ただし、保育所1につき2人を下ることはできない。
- 3 前項の保育士の数の算定に当たっては、当該保育所に勤務する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、心理担当職員（第49条第15項に規定する心理担当職員をいう。）又は障害児の療育に関する知識及び経験を有する者であつて、障害児の療育の指導を行う業務に5年以上従事した経験を有するもののいずれかに該当し、かつ、子育てに関する知識及び経験を有する者（以下「特定理学療法士等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、当該特定理学療法士等が保育を行うに当たっては、当該保育所の保育士（認定地方公共団体の区域内又は事業実施区域内にある保育所にあつては、保育士、当該認定地方公共団体の区域に係る地域限定保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士をいい、第95条、第96条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令（平成10年厚生省令第51号）附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

〔補足〕

旧条例では「保育所の長」を置かなければならない旨規定がありましたが、基準省令では「保育所の長」は明示されていません。しかしながら、他の条項において保育所の長（又は児童福祉施設の長）が出現していることから、保育所の長は当然置かなければならないものと解されます。

〔参考〕

- 保育所等における短時間勤務の保育士の取扱いについて（令和3年3月19日子発0319第1号厚生労働省子ども家庭局長通知）
- 保育所における調理業務の委託について（平成10年2月18日児発第86号厚生労働省児童家庭局長通知）
- 保育所等における利用乳幼児がいない時間帯の保育士配置の考え方について（令和2年2月14日子発0214第1号厚生労働省子ども家庭局保育課長通知）
- 保育所等における常勤保育士及び短時間保育士の定義について（令和5年4月21日こ成保21こども家庭庁成育局長通知）

〔参考〕

- 保育所等における特定理学療法士等の配置に関する特例について（令和8年4月8日こ成保第329号・8文科初第177号こども家庭庁成育局長・文部科学省初等中等教育局長通知）

(保育時間)

第34条 保育所における保育時間は、1日につき8時間を原則とし、その地方における乳幼児の保護

者の労働時間その他家庭の状況等を考慮して、保育所の長がこれを定める。

（保育の内容）

第35条 保育所における保育は、養護及び教育を一体的に行うことをその特性とし、その内容については、内閣総理大臣が定める指針に従う。

（保護者との連絡）

第36条 保育所の長は、常に入所している乳幼児の保護者と密接な連絡をとり、保育の内容等につき、その保護者の理解及び協力を得るよう努めなければならない。

（業務の質の評価等）

第36条の2 保育所は、自らその行う法第39条に規定する業務〔＝保育所としての業務〕の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

2 保育所は、定期的に外部の者による評価を受けて、それらの結果を公表し、常にその改善を図るよう努めなければならない。

第12章 雑 則

（電磁的記録）

第88条の11 児童福祉施設及びその職員は、記録、作成その他これらに類するもののうち、この府令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によつて認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるものについては、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によつては認識することができない方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

附 則

附 則

（保育所の職員配置に係る特例）

第94条 保育の需要に応ずるに足りる保育所、認定こども園（子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項の確認を受けたものに限る。）又は家庭的保育事業等が不足していることに鑑み、当分の間、第33条第2項ただし書の規定を適用しないことができる。この場合において、同項本文の規定により必要な保育士が1人となる時は、当該保育士に加えて、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を置かなければならない。

〔補足〕

知事が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者（「**知事が認める者**」）は、次に掲げるとおりです。

- ① 保育士の資格を有しないが、保育所又は認定こども園において、常勤で1年程度の保育業務の経験を有する者
- ② 子育て支援員研修（地域保育コース（地域型保育））を修了した者
- ③ 家庭的保育者

〔参考〕

○知事が保育士等と同等の知識及び経験を有すると認める者に関する取扱要領（令和6年7月12日教幼保-377）

第95条 前条の事情に鑑み、当分の間、第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、幼稚園教諭若しくは小学校教諭又は養護教諭の普通免許状（教育職員免許法第4条第2項に規定する普通免許状をいう。）を有する者を、保育士とみなすことができる。

第96条 第94条の事情に鑑み、当分の間、1日につき8時間を超えて開所する保育所において、開所時間を通じて必要となる保育士の総数が、当該保育所に係る利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を超えるときは、第33条第2項に規定する保育士の数の算定については、都道府県知事（指定都市にあつては当該指定都市の市長とし、中核市にあつては当該中核市の市長とする。）が保育士と同等の知識及び経験を有すると認める者を、開所時間を通じて必要となる保育士の総数から利用定員の総数に応じて置かなければならない保育士の数を差し引いて得た数の範囲で、保育士とみなすことができる。

第97条 前2条の規定を適用する時は、保育士（第33条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、前2条又は児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項の規定により保育士とみなされる者を除く。）を、前2条の規定の適用がないものとした場合の第33条第2項により算定される保育士の数の3分の2以上、置かなければならない。

〔参考〕

○保育所等における保育士配置に係る特例について（平成28年2月18日雇児発2018第2号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知）

第98条 第33条第3項及び児童福祉施設最低基準の一部を改正する省令附則第2項の規定により特定理学療法士等及び同項に規定する看護師等のいずれもが保育を行う場合には、当該看護師等が保育を行うに当たって、当該保育所の保育士（同条第3項ただし書の規定による支援を行う保育士を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

附 則 （平成10年厚生省令第51号）

（経過措置）

- 2 児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項規定する保育士の数の算定については、当分の間、当該保育所に勤務する保健師、看護師又は准看護師（以下この項において「看護師等」という。）を、1人に限り、保育士とみなすことができる。ただし、乳児の数が4人未満である保育所については、子育てに関する知識と経験を有する看護師等を配置し、かつ、当該看護師等が保育を行うに当たって当該保育所の保育士（同条第1項に規定する保育士をいい、同条第3項、第95条又は第96条の規定により保育士とみなされる者及び第33条第3項ただし書の規定による支援を行う者を除く。）による支援を受けることができる体制を確保しなければならない。

〔 参 考 〕

○保育所における看護師等の配置特例の要件見直しに関する留意事項等について（令和4年11月30日厚生労働省子ども家庭局保育課事務連絡）

附 則 （令和6年内閣府令第18号）

（経過措置）

- 2 保育士…の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、令和10年3月31日までの間、この府令による改正後の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（次項において「設備運営基準」という。）第33条第2項…の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項…の規定（満3歳以上満4歳に満たない児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この府令の施行の日〔＝令和6年4月1日〕以後においても、なおその効力を有する。
- 3 保育士…の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間、設備運営基準第33条第2項…の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、適用しない。この場合において、この府令による改正前の児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第33条第2項…の規定（満4歳以上の児童に対し保育を提供する保育士及び保育従事者の数に関する部分に限る。）は、この府令の施行の日以後においても、なおその効力を有する。

〔 補 足 〕

この規定は、保育士の配置の状況に鑑み、保育の提供に支障を及ぼすおそれがあるときは、当分の間（満3歳以上4歳未満の児童については、令和10年3月31日まで）、改正前の職員配置基準により運営することができることとする経過措置を定めるものです。

《職員配置基準の改正前後の必要職員数》

区分	改正後	改正前
満3歳以上4歳未満の幼児	おおむね15人につき1人	おおむね20人につき1人
満4歳以上の幼児	おおむね25人につき1人	おおむね30人につき1人

Ⅱ 条例に掲げる基準（県独自基準）

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例 抄

令和6年秋田県条例第56号

令和6年7月12日施行

（事故発生時の対応）

第4条 保育所は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該入所している児童の家族等に連絡をしなければならない。

2 保育所は、前項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 保育所は、入所している児童の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかにしなければならない。

〔補足〕

事故発生時の対応については、「児童福祉施設における事故防止について」（昭和46年7月31日児発第418号厚生労働省児童家庭局長通知）及び「教育・保育施設等における事故の報告等について」（令和6年3月22日こ成安第36号こども家庭庁成育局安全対策課長、保育政策課長、保育政策課認可外保育施設担当室長、成育環境課長、文部科学省総合教育政策局男女共同参画共生社会学習・安全課長連名通知）等の国の通知による指導内容やこれまで保育所において行われてきた事故発生時の対応を明文化したものです。

Ⅲ 関係法令

学校保健安全法施行規則（昭和33年文部省令第18号） 抄

第2章 健康診断

第1節 就学時の健康診断

（方法及び技術的基準）

第3条 法〔=学校保健安全法（昭和33年法律第56号）〕第11条の健康診断〔=就学時の健康診断〕の方法及び技術的基準は、次の各号に掲げる検査の項目につき、当該各号に定めるとおりとする。

- 一 栄養状態は、皮膚の色沢、皮下脂肪の充実、筋骨の発達、貧血の有無等について検査し、栄養不良又は肥満傾向で特に注意を要する者の発見につとめる。
- 二 脊柱の疾病及び異常の有無は、形態等について検査し、側わん症等に注意する。
- 三 胸郭の異常の有無は、形態及び発育について検査する。
- 四 視力は、国際標準に準拠した視力表を用いて左右各別に裸眼視力を検査し、眼鏡を使用している者については、当該眼鏡を使用している場合の矯正よう正視力についても検査する。
- 五 聴力は、オージオメータを用いて検査し、左右各別に聴力障害の有無を明らかにする。
- 六 眼の疾病及び異常の有無は、感染性眼疾患その他の外眼部疾患及び眼位の異常等に注意する。
- 七 耳鼻咽いん頭疾患の有無は、耳疾患、鼻・副鼻腔疾患、口腔咽喉頭疾患及び音声言語異常等に注意する。
- 八 皮膚疾患の有無は、感染性皮膚疾患、アレルギー疾患等による皮膚の状態に注意する。
- 九 歯及び口腔の疾病及び異常の有無は、齲歯、歯周疾患、不正咬合その他の疾病及び異常について検査する。
- 十 その他の疾病及び異常の有無は、知能及び呼吸器、循環器、消化器、神経系等について検査するものとし、知能については適切な検査によつて知的障害の発見につとめ、呼吸器、循環器、消化器、神経系等については臨床医学的検査その他の検査によつて結核疾患、心臓疾患、腎臓疾患、ヘルニア、言語障害、精神神経症その他の精神障害、骨、関節の異常及び四肢運動障害等の発見につとめる。

（就学時健康診断票）

第4条 学校保健安全法施行令（昭和33年政令第174号。以下「令」という。）第4条第1項に規定する就学時健康診断票の様式は、第1号様式とする。

第2節 児童生徒等の健康診断

（時期）

第5条 法第13条第1項の健康診断は、毎学年、6月30日までに行うものとする。ただし、疾病その他やむを得ない事由によつて当該期日に健康診断を受けることのできなかつた者に対しては、その事由のなくなつた後すみやかに健康診断を行うものとする。

- 2 第1項の健康診断における結核の有無の検査において結核発病のおそれがあると診断された者（第6条第3項第4号に該当する者に限る。）については、おおむね6か月の後に再度結核の有無の検査を行うものとする。

(検査の項目)

第6条 法第13条第1項の健康診断〔＝児童の健康診断〕における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長及び体重
 - 二 栄養状態
 - 三 脊柱及び胸郭の疾病及び異常の有無並びに四肢の状態
 - 四 視力及び聴力
 - 五 眼の疾病及び異常の有無
 - 六 耳鼻咽喉疾患及び皮膚疾患の有無
 - 七 歯及び口腔の疾病及び異常の有無
 - 八 結核の有無
 - 九 心臓の疾病及び異常の有無
 - 十 尿
 - 十一 その他の疾病及び異常の有無
- 2 前項各号に掲げるもののほか、胸囲及び肺活量、背筋力、握力等の機能を、検査の項目に加えることができる。
- 3 第1項第8号に掲げるものの検査は、次の各号に掲げる学年において行うものとする。
- 一 小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。以下この条、第7条第6項及び第11条において同じ。）の全学年
 - 二 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。以下この条、第7条第6項及び第11条において同じ。）の全学年
 - 三 高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。以下この条、第7条第6項及び第11条において同じ。）及び高等専門学校の第1学年
 - 四 大学の第1学年
- 4 第1項各号に掲げる検査の項目のうち、小学校の第4学年及び第6学年、中学校及び高等学校の第2学年並びに高等専門学校の第2学年及び第4学年においては第4号に掲げるもののうち聴力を、大学においては第3号、第4号、第7号及び第10号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

(方法及び技術的基準)

第7条 法第13条第1項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第8項までに定めるもののほか、第3条の規定（同条第10号中知能に関する部分を除く。）を準用する。この場合において、同条第4号中「検査する。」とあるのは「検査する。ただし、眼鏡を使用している者の裸眼視力の検査はこれを除くことができる。」と読み替えるものとする。

- 2 前条第1項第1号の身長は、靴下等を脱ぎ、両かかとを密接し、背、臀部及びかかとを身長計の尺柱に接して直立し、両上肢を体側に垂れ、頭部を正位に保たせて測定する。
- 3 前条第1項第1号の体重は、衣服を脱ぎ、体重計のはかり台の中央に静止させて測定する。ただし、衣服を着たまま測定したときは、その衣服の重量を控除する。
- 4 前条第1項第3号の四肢の状態は、四肢の形態及び発育並びに運動器の機能の状態に注意する。
- 5 前条第1項第8号の結核の有無は、問診、胸部エックス線検査、喀痰検査、聴診、打診その他必要な検査によつて検査するものとし、その技術的基準は、次の各号に定めるとおりとする。

- 一 前条第3項第1号又は第2号に該当する者に対しては、問診を行うものとする。
 - 二 前条第3項第3号又は第4号に該当する者（結核患者及び結核発病のおそれがあると診断されている者を除く。）に対しては、胸部エックス線検査を行うものとする。
 - 三 第1号の問診を踏まえて学校医その他の担当の医師において必要と認める者であつて、当該者の在学する学校の設置者において必要と認めるものに対しては、胸部エックス線検査、喀痰検査その他の必要な検査を行うものとする。
 - 四 第2号の胸部エックス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
- 6 前条第1項第9号の心臓の疾病及び異常の有無は、心電図検査その他の臨床医学的検査によつて検査するものとする。ただし、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。以下この条及び第11条において同じ。）の全幼児、小学校の第2学年以上の児童、中学校及び高等学校の第2学年以上の生徒、高等専門学校の第2学年以上の学生並びに大学の全学生については、心電図検査を除くことができる。
- 7 前条第1項第10号の尿は、尿中の蛋白、糖等について試験紙法により検査する。ただし、幼稚園においては、糖の検査を除くことができる。
- 8 身体計測、視力及び聴力の検査、問診、胸部エックス線検査、尿の検査その他の予診的事項に属する検査は、学校医又は学校歯科医による診断の前に実施するものとし、学校医又は学校歯科医は、それらの検査の結果及び第11条の保健調査を活用して診断に当たるものとする。

（健康診断票）

- 第8条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行つたときは、児童生徒等の健康診断票を作成しなければならない。
- 2 校長は、児童又は生徒が進学した場合においては、その作成に係る当該児童又は生徒の健康診断票を進学先の校長に送付しなければならない。
 - 3 校長は、児童生徒等が転学した場合においては、その作成に係る当該児童生徒等の健康診断票を転学先の校長、保育所の長又は認定こども園の長に送付しなければならない。
 - 4 児童生徒等の健康診断票は、5年間保存しなければならない。ただし、第2項の規定により送付を受けた児童又は生徒の健康診断票は、当該健康診断票に係る児童又は生徒が進学前の学校を卒業した日から5年間とする。

（事後措置）

- 第9条 学校においては、法第13条第1項の健康診断を行つたときは、21日以内にその結果を幼児、児童又は生徒にあつては当該幼児、児童又は生徒及びその保護者（学校教育法（昭和22年法律第26号）第16条に規定する保護者をいう。）に、学生にあつては当該学生に通知するとともに、次の各号に定める基準により、法第14条の措置をとらなければならない。
- 一 疾病の予防処置を行うこと。
 - 二 必要な医療を受けるよう指示すること。
 - 三 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。
 - 四 療養のため必要な期間学校において学習しないよう指導すること。
 - 五 特別支援学級への編入について指導及び助言を行うこと。

- 六 学習又は運動・作業の軽減、停止、変更等を行うこと。
 - 七 修学旅行、対外運動競技等への参加を制限すること。
 - 八 机又は腰掛の調整、座席の変更及び学級の編制の適正を図ること。
 - 九 その他発育、健康状態等に応じて適当な保健指導を行うこと。
- 2 前項の場合において、結核の有無の検査の結果に基づく措置については、当該健康診断に当たった学校医その他の医師が別表第1に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせる指導区分に基づいて、とるものとする。

(臨時の健康診断)

第10条 法第13条第2項の健康診断は、次に掲げるような場合で必要があるときに、必要な検査の項目について行うものとする。

- 一 感染症又は食中毒の発生したとき。
- 二 風水害等により感染症の発生のおそれのあるとき。
- 三 夏季における休業日の直前又は直後
- 四 結核、寄生虫病その他の疾病の有無について検査を行う必要のあるとき。
- 五 卒業のとき。

(保健調査)

第11条 法第13条の健康診断を的確かつ円滑に実施するため、当該健康診断を行うに当たっては、小学校、中学校、高等学校及び高等専門学校においては全学年において、幼稚園及び大学においては必要と認めるときに、あらかじめ児童生徒等の発育、健康状態等に関する調査を行うものとする。

第3節 職員の健康診断

(時期)

第12条 法第15条第1項の健康診断の時期については、第5条の規定を準用する。この場合において、同条第1項中「6月30までに」とあるのは、「学校の設置者が定める適切な時期に」と読み替えるものとする。

(検査の項目)

第13条 法第15条第1項の健康診断における検査の項目は、次のとおりとする。

- 一 身長、体重及び腹囲
- 二 視力及び聴力
- 三 結核の有無
- 四 血圧
- 五 尿
- 六 胃の疾病及び異常の有無
- 七 貧血検査
- 八 肝機能検査
- 九 血中脂質検査
- 十 血糖検査
- 十一 心電図検査
- 十二 その他の疾病及び異常の有無

- 2 妊娠中の女性職員においては、前項第6号に掲げる検査の項目を除くものとする。
- 3 第1項各号に掲げる検査の項目のうち、20歳以上の職員においては第1号の身長を、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員、妊娠中の女性職員その他の職員であつて腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと診断されたもの、BMI（次の算式により算出した値をいう。以下同じ。）が20未満である職員並びに自ら腹囲を測定し、その値を申告した職員（BMIが22未満である職員に限る。）においては第1号の腹囲を、20歳未満の職員、21歳以上25歳未満の職員、26歳以上30歳未満の職員、31歳以上35歳未満の職員又は36歳以上40歳未満の職員であつて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項第1号又はじん肺法（昭和35年法律第30号）第8条第1項第1号若しくは第3号に掲げる者に該当しないものにおいては第3号に掲げるものを、40歳未満の職員においては第6号に掲げるものを、35歳未満の職員及び36歳以上40歳未満の職員においては第7号から第11号に掲げるものを、それぞれ検査の項目から除くことができる。

$$\text{BMI} = \text{体重 (kg)} / \text{身長 (m)}^2$$

（方法及び技術的基準）

第14条 法第15条第1項の健康診断の方法及び技術的基準については、次項から第9項までに定めるもののほか、第3条（同条第10号中知能に関する部分を除く。）の規定を準用する。

- 2 前条第1項第2号の聴力は、1,000ヘルツ及び4,000の音に係る検査を行う。ただし、45歳未満の職員（35歳及び40歳の職員を除く。）においては、医師が適当と認める方法によって行うことができる。
- 3 前条第1項第3号の結核の有無は、胸部エックス線検査により検査するものとし、胸部エックス線検査によつて病変の発見された者及びその疑いのある者、結核患者並びに結核発病のおそれがあると診断されている者に対しては、胸部エックス線検査及び喀痰検査を行い、更に必要に応じ聴診、打診その他必要な検査を行う。
- 4 前条第1項第4号の血圧は、血圧計を用いて測定するものとする。
- 5 前条第1項第5号の尿は、尿中の蛋白及び糖について試験紙法により検査する。
- 6 前条第1項第6号の胃の疾病及び異常の有無は、胃部エックス線検査その他の医師が適当と認める方法により検査するものとし、癌がんその他の疾病及び異常の発見に努める。
- 7 前条第1項第7号の貧血検査は、血色素量及び赤血球数の検査を行う。
- 8 前条第1項第8号の肝機能検査は、血清グルタミンクオキサロアセチクトランスアミナーゼ（GOT）、血清グルタミンクピルビクトランスアミナーゼ（GPT）及びガンマーグルタミルトランスぺプチダーゼ（γ-GTP）の検査を行う。
- 9 前条第1項第9号の血中脂質検査は、低比重リポ蛋白コレステロール（LDLコレステロール）、高比重リポ蛋白コレステロール（HDLコレステロール）及び血清トリグリセライドの量の検査を行う。

（健康診断票）

第15条 学校の設置者は、法第15条第1項の健康診断を行つたときは、第2号様式によつて、職員健康診断票を作成しなければならない。

- 2 学校の設置者は、当該学校の職員がその管理する学校から他の学校又は幼保連携型認定こども園へ移つた場合においては、その作成に係る当該職員の健康診断票を異動後の学校又は幼保連携型認

定こども園の設置者へ送付しなければならない。

3 職員健康診断票は、5年間保存しなければならない。

(事後措置)

第16条 法第15条第1項の健康診断に当たった医師は、健康に異常があると認めた職員については、検査の結果を総合し、かつ、その職員の職務内容及び勤務の強度を考慮して、別表第2に定める生活規正の面及び医療の面の区分を組み合わせて指導区分を決定するものとする。

2 学校の設置者は、前項の規定により医師が行った指導区分に基づき、次の基準により、法第16条の措置をとらなければならない。

「A」 休暇又は休職等の方法で療養のため必要な期間勤務させないこと。

「B」 勤務場所又は職務の変更、休暇による勤務時間の短縮等の方法で勤務を軽減し、かつ、深夜勤務、超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないこと。

「C」 超過勤務、休日勤務及び宿日直勤務をさせないか又はこれらの勤務を制限すること。

「D」 勤務に制限を加えないこと。

「1」 必要な医療を受けるよう指示すること。

「2」 必要な検査、予防接種等を受けるよう指示すること。

「3」 医療又は検査等の措置を必要としないこと。

(臨時の健康診断)

第17条 法第15条第2項の健康診断については、第10条の規定を準用する。

建築基準法（昭和25年法律第201号） 抄

(定義)

第2条 この法律において次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～六 …

七 耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、耐火性能（通常の火災が終了するまでの間当該火災による建築物の倒壊及び延焼を防止するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。）に関して政令で定める技術的基準に適合する鉄筋コンクリート造、れんが造その他の構造で、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

七の二 準耐火構造 壁、柱、床その他の建築物の部分の構造のうち、準耐火性能（通常の火災による延焼を抑制するために当該建築物の部分に必要とされる性能をいう。第9号の3口及び第26条第2項第2号において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。

八・九 …

九の二 耐火建築物 次に掲げる基準に適合する建築物をいう。

イ その主要構造部のうち、防火上及び避難上支障がないものとして政令で定める部分以外の部分（以下「特定主要構造部」という。）が、(1)又は(2)のいずれかに該当すること。

(1) 耐火構造であること。

(2) 次に掲げる性能（外壁以外の特定主要構造部にあつては、(i)に掲げる性能に限る。）に関して政令で定める技術的基準に適合するものであること。

(i) 当該建築物の構造、建築設備及び用途に応じて屋内において発生が予測される火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

(ii) 当該建築物の周囲において発生する通常の火災による火熱に当該火災が終了するまで耐えること。

ロ その外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に、防火戸その他の政令で定める防火設備（その構造が遮炎性能（通常の火災時における火災を有効に遮るために防火設備に必要とされる性能をいう。第27条第1項において同じ。）に関して政令で定める技術的基準に適合するもので、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものに限る。）を有すること。

九の三 準耐火建築物 耐火建築物以外の建築物で、イ又はロのいずれかに該当し、外壁の開口部で延焼のおそれのある部分に前号ロに規定する防火設備を有するものをいう。

イ 主要構造部を準耐火構造としたもの

ロ イに掲げる建築物以外の建築物であつて、イに掲げるものと同等の準耐火性能を有するものとして主要構造部の防火の措置その他の事項について政令で定める技術的基準に適合するもの

十～三十五 …

建築基準法施行令（昭和25年政令第338号） 抄

（防火区画）

第112条 法第2条第9号の3イ若しくはロのいずれかに該当する建築物（特定主要構造部を耐火構造とした建築物を含む。）又は第136条の2第1号ロ若しくは第2号ロに掲げる基準に適合する建築物で、延べ面積（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）が1,500平方メートルを超えるものは、床面積の合計（スプリンクラー設備、水噴霧消火設備、泡消火設備その他これらに類するもので自動式のものを設けた部分の床面積の2分の1に相当する床面積を除く。以下この条において同じ。）1,500平方メートル以内ごとに1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備（第109条に規定する防火設備であつて、これに通常の火災による火熱が加えられた場合に、加熱開始後1時間当該加熱面以外の面に火炎を出さないものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものをいう。以下同じ。）で区画しなければならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する建築物の部分でその用途上やむを得ないものについては、この限りでない。

一 劇場、映画館、演芸場、観覧場、公会堂又は集会場の客席、体育館、工場その他これらに類する用途に供する建築物の部分

二 階段室の部分等（階段室の部分又は昇降機の昇降路の部分（当該昇降機の乗降のための乗降ロビーの部分を含む。）をいう。第14項において同じ。）で1時間準耐火基準に適合する準耐火構造の床若しくは壁又は特定防火設備で区画されたもの

2～23 …

(避難階段及び特別避難階段の構造)

第123条 屋内に設ける避難階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 階段室は、第4号の開口部、第5号の窓又は第6号の出入口の部分を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- 二 階段室の天井（天井のない場合にあつては、屋根。第3項第4号において同じ。）及び壁の室内に面する部分は、国土交通大臣が定める基準に従い、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置を講ずること。
- 三 階段室には、窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 四 階段室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1平方メートル以内で、法第2条第9号の2口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室以外の当該建築物の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90センチメートル以上の距離に設けること。ただし、第112条第16項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 五 階段室の屋内に面する壁に窓を設ける場合においては、その面積は、各々1平方メートル以内とし、かつ、法第2条第9号の2口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものを設けること。
- 六 階段に通ずる出入口には、法第2条第9号の2口に規定する防火設備で第112条第19項第2号に規定する構造であるものを設けること。この場合において、直接手で開くことができ、かつ、自動的に閉鎖する戸又は戸の部分は、避難の方向に開くことができるものとする。
- 七 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。

2 …

3 特別避難階段は、次に定める構造としなければならない。

- 一 屋内と階段室とは、バルコニー又は付室を通じて連絡すること。
- 二 屋内と階段室とが付室を通じて連絡する場合においては、階段室又は付室の構造が、通常の火災時に生ずる煙が付室を通じて階段室に流入することを有効に防止できるものとして、国土交通大臣が定めた構造方法を用いるもの又は国土交通大臣の認定を受けたものであること。
- 三 階段室、バルコニー及び付室は、第6号の開口部、第8号の窓又は第10号の出入口の部分（第129条の13の3第3項に規定する非常用エレベーターの乗降ロビーの用に供するバルコニー又は付室にあつては、当該エレベーターの昇降路の出入口の部分を含む。）を除き、耐火構造の壁で囲むこと。
- 四 階段室及び付室の天井及び壁の室内に面する部分は、国土交通大臣が定める基準に従い、仕上げを不燃材料でし、かつ、その下地を不燃材料で造ることその他これに準ずる措置を講ずること。
- 五 階段室には、付室に面する窓その他の採光上有効な開口部又は予備電源を有する照明設備を設けること。
- 六 階段室、バルコニー又は付室の屋外に面する壁に設ける開口部（開口面積が各々1平方メートル以内で、法第2条第9号の2口に規定する防火設備ではめごろし戸であるものが設けられたものを除く。）は、階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分に設けた開口部並びに階段室、バルコニー又は付室以外の当該建築物の部分の壁及び屋根（耐火構造の壁及び屋根を除く。）から90センチメートル以上の距離にある部分で、延焼のおそれのある部分以外の部分に設けること。ただし、第112条第16項ただし書に規定する場合は、この限りでない。
- 七 階段室には、バルコニー及び付室に面する部分以外に屋内に面して開口部を設けないこと。

- 八 階段室のバルコニー又は付室に面する部分に窓を設ける場合においては、はめごろし戸を設けること。
- 九 バルコニー及び付室には、階段室以外の屋内に面する壁に出入口以外の開口部を設けないこと。
- 十 屋内からバルコニー又は付室に通ずる出入口には第1項第6号の特定防火設備を、バルコニー又は付室から階段室に通ずる出入口には同号の防火設備を設けること。
- 十一 階段は、耐火構造とし、避難階まで直通すること。
- 十二 建築物の15階以上の階又は地下3階以下の階に通ずる特別避難階段の15階以上の各階又は地下3階以下の各階における階段室及びこれと屋内とを連絡するバルコニー又は付室の床面積（バルコニーで床面積がないものにあつては、床部分の面積）の合計は、当該階に設ける各居室の床面積に、法別表第1（い）欄（一）項又は（四）項に掲げる用途に供する居室にあつては100分の8、その他の居室にあつては100分の3を乗じたものの合計以上とすること。

秋田県保育所の設備及び運営に関する基準を定める条例（全文）

令和6年秋田県条例第56号

令和6年7月12日施行

（趣旨）

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第45条第1項の規定に基づき、保育所の設備及び運営に関する基準を定めるものとする。

（用語）

第2条 この条例において使用する用語は、児童福祉法及び児童福祉施設の設備及び運営に関する基準（昭和23年厚生省令第63号。次条において「基準省令」という。）において使用する用語の例による。

（設備及び運営に関する基準）

第3条 保育所の設備及び運営に関する基準は、次条に定めるもののほか、基準省令（基準省令の改正に係る経過措置に関する規定を含む。）に定めるものをもって、その基準とする。この場合において、基準省令第6条第1項中「これに対する不断の注意と訓練をするように努めなければ」とあるのは「定期的に避難訓練、消火訓練その他必要な訓練を行わなければ」と、基準省令第10条第2項中「実施するよう努めなければ」とあるのは「実施しなければ」と、基準省令第32条第5号中「調理室」とあるのは「医務室、調理室」とする。

（事故発生時の対応）

第4条 保育所は、入所している児童の処遇により事故が発生した場合は、直ちに、必要な措置を講ずるとともに、県、市町村、当該入所している児童の家族等に連絡をしなければならない。

2 保育所は、前項の事故の状況及び同項の規定により講じた措置について記録しなければならない。

3 保育所は、入所している児童の処遇により賠償すべき事故が発生した場合は、その損害の賠償を速やかにしなければならない。

附 則 〔抄〕

（施行期日）

1 この条例は、公布の日〔＝令和6年7月12日〕から施行する。

（検討等）

2 知事は、保育所における保育の質の向上を図るため、保育所の設備及び運営に関する基準について検討を加え、当該基準の改廃を立案しようとするときは、あらかじめ、秋田県社会福祉審議会の意見を聴くものとする。

秋田県

保育所の設備及び運営に関する基準 要覧

〔令和8年6月版〕

令和8年6月 発行

発 行 秋田県人口戦略部こども支援課

秋田県秋田市山王四丁目1番1号

電 話 (018)860-5127
